

世羅町障害者活躍推進計画

世羅町長

奥 田 正 和

世羅町教育委員会教育長

早 間 貴 之

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

策定主旨	令和元年6月に、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。 世羅町として、障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮でき、全ての障害のある職員が職場に定着し活躍できるよう、職員全体で取り組んでいくことが重要です。 そこで、「障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度） 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考） ・令和4年6月1日時点の実雇用率:2.65%（法定雇用率2.6%） ・令和5年6月1日時点の実雇用率:2.62%（法定雇用率2.6%） ・令和6年6月1日時点の実雇用率:2.72%（法定雇用率3.0%） ※令和8年3月までの経過措置2.8%） （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。 毎年8月中に、HPにて公表するものとする。

② 定着に関する目標	職場環境を起因とする離職者をゼロとする。 (方法) 所属長及び人事担当者により、必要に応じて個別面談を行う。 毎年9月までに計画推進会議を開催する。 (委員：総務課長補佐、障害者支援係長、労働組合より4名)
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を選任し、障害のある職員の相談窓口を設定し、職員へ周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、できるだけ早急に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害に関する理解促進、啓発に努め、障害者雇用に関する研修会等を開催する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害のある職員から相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、必要に応じて個別面談を実施し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。